

退職者制度 について

退職者制度への加入は年度末退職の方に限ります

現職中

退職

退職者制度

69歳 70歳 71歳

74歳 75歳 76歳

継続最高
(可能)年齢

満了時
保険年齢

1 グループ保険
【保障範囲】 死亡・高度障害・ケガ・病気

2 遺族年金特約制度 継続最高年齢 75歳 (75歳まで更新可能)※1 (76歳満了)
【保障範囲】 死亡・高度障害

3 三大疾病特約制度【75歳コース】 継続最高年齢 74歳 (75歳満了)※2
【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害
特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

三大疾病特約制度【オプション】 継続最高年齢 70歳 (70歳まで更新可能)※1 (71歳満了)
【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害
特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

三大疾病特約制度【70歳コース】 継続最高年齢 69歳 (70歳満了)※2
【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害
特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

4 就業不能サポート制度
【保障範囲】 就業不能

普通傷害保険 (本人 配偶者)
【保障範囲】 ケガ・賠償責任(保険期間 10年間)
不慮の事故に遭われ通院や入院などをされた場合、保険金をお支払いします。
※配偶者のみの普通傷害保険の加入はできません。

遺族年金特約制度 (本人 配偶者)
退職後75歳まで継続可能です。

三大疾病特約制度【75歳コース】 (主契約) (本人 配偶者)
【保障範囲】 【特定疾病等】 所定の悪性新生物(がん)とき、急性心筋梗塞・脳卒中、所定の手術を受けられたときのほか、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いします。
と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられた手術を受けられたときのほか、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いしおよび上皮内新生物を保障します。

7大疾病保障特約
【保障範囲】 【7大疾病】 所定の悪性新生物(がん)の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬
と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度変を発病して所定の状態(※3)になったとき

がん・上皮内新生物保障特約
【保障範囲】 【悪性新生物(がん)・上皮内新生物】
所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

退職後継続病気入院制度【75歳コース】 (本人 配偶者)
【保障範囲】 【入院給付金】
・病気が原因で入院された場合、入
院給付金をお支払いします。
・1日目より、日額5,000円をお支
払いします。
【手術見舞金】
・病気が原因で入院し、かつ手術を
受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。
・1入院につき1回20,000円をお
支払いします。

(※3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」への加入は、三大疾病特約制度(主契約)への加入が必要となります。
※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、退職後に新規での加入はできません。

三大疾病特約制度オプション (本人 配偶者)
【保障範囲】 【特定疾病等】 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を
発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中、所定の手術を受けられたと
きのほか、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いします。

※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度75歳コースへの加入が必要となります。最高継続年齢は70歳後
に新規での加入はできません。

三大疾病特約制度【70歳コース】 (本人 配偶者)
【保障範囲】 【特定疾病等】 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒
中を発生して所定の状態になられたと
られたときのほか、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いします。

退職後継続病気入院制度【70歳コース】 (本人 配偶者)
【保障範囲】 【入院給付金】
・病気が原因で入院された場合、入
院給付金をお支払いします。
・1日目より、日額5,000円をお支
払いします。
【手術見舞金】
・病気が原因で入院し、かつ手術を
受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。
・1入院につき1回20,000円をお
支払いします。

—	—
75歳	76歳
74歳	75歳
70歳	71歳
69歳	70歳

保障内容、保険料等の詳細は退職者制度のパンフレットでご確認ください。

「三大疾病特約制度(70歳・75歳コース)」「三大疾病特約制度オプション」「退職後継続病気入院制度」には配当金はありません。

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

※1 遺族年金特約制度、三大疾病特約制度オプションの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 三大疾病特約制度75歳コース、三大疾病特約制度70歳コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

70歳・75歳コースともに、現職中にご加入されている方は、ご退職後も両方加入することができます。70歳までは支払事由に該当した場合三大疾病特約制度、退職後継続病気入院制度とも両コースからお支払いします。「三大疾病特約制度」と「退職後継続病気入院制度」ではお支払の対象となる支払事由が異なります。

退職後のお取扱いは ありません。